

すべての補助事業者に報告義務があります。

みなさま、必ずご確認ください。

千葉県電子処方箋導入促進補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告の手引き

令和7年10月

【注意事項】

■消費税の申告や仕入控除額の詳しい内容等に関することは
消費税等の会計処理を把握されている経理担当者や顧問税理士にご相談ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

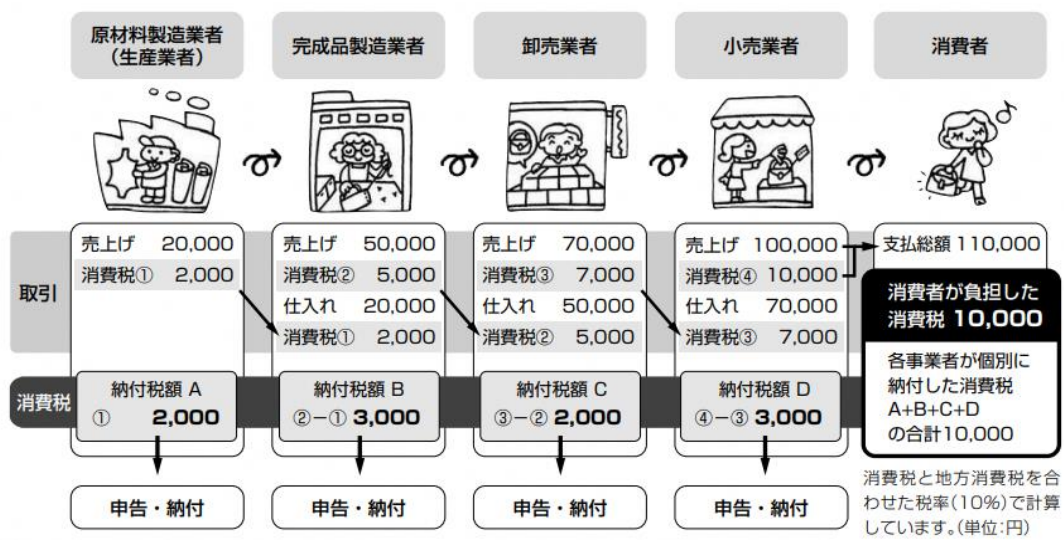
目次

1	消費税の仕入税額控除について	1
	(1)消費税の仕入税額控除制度とは	1
	(2)補助金にかかる仕入控除税額の返還について	2
2	手続きについて	3
	(1)対象者	3
	(2)手続きの流れ	3
	(3)報告先	3
	(4)報告の単位	3
	(5)報告時期	4
	(6)補助事業における仕入控除税額の返還	4
3	仕入控除税額に係る返還額の有無について	5
	(1)仕入控除税額に係る返還額の有無についてのフローチャート	5
	(2)仕入控除税額に係る返還額の有無	6
	(3)報告に必要な添付書類	7
4	仕入控除税額 0 円(返還額なし)の場合	8
	(1)消費税の納税義務が免除されている事業者	8
	(2)簡易課税方式または 2 割特例による申告をしている	8
	(3)公益法人等であって、特定収入割合が 5%を超えている	9
	(4)補助対象経費が人件費等の非課税仕入れのみである	9
	(5)個別対応方式で対象経費に係る消費税を非課税売上のみ ^に 要するものとして、申告している	9
5	仕入控除税額(返還額あり)の場合	10
	(1)全額控除	11
	(2)一括比例配分方式	11
	(3)個別対応方式	11
	(4)課税売上割合の参考資料	12
6	よくある問い合わせ	14
	(1)報告義務について	14
	(2)消費税に係る確定申告について	14
	(3)報告書の記載方法について	15

1 消費税の仕入税額控除について

(1) 消費税の仕入税額控除制度とは

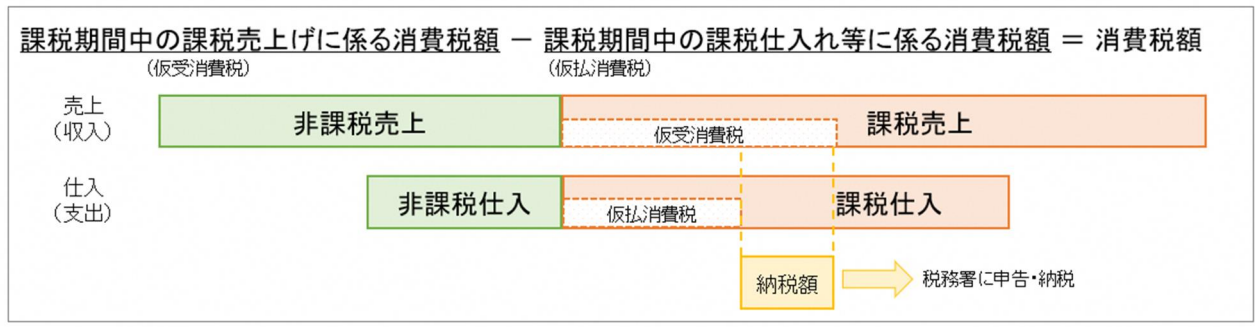
消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。
 消費者が負担し、事業者が納めますが、流通過程で二重三重に納税されないような仕組みが採られています。



出典: 国税庁「消費税のあらまし」より「第1章 消費税はどんなしくみ?」

その課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は、消費税の納税義務者となります。

< 消費税の計算方法(一般課税) >



(2)補助金にかかる仕入控除税額の返還について

補助金は、消費税法上「不課税取引」に該当するため、うち預かり消費税は0円ですが、一方で補助事業の実施にあたり支払った消費税は、仕入税額控除することができるため、実質事業者が負担していない消費税額に相当する補助金を受けていることとなります。そのため、補助金に係る消費税の仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を県に返還しなければなりません。

【消費税法基本通達 5-2-15】

事業者が国又は地方公共団体等から受ける奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項《定義》に掲げる補助金等のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。

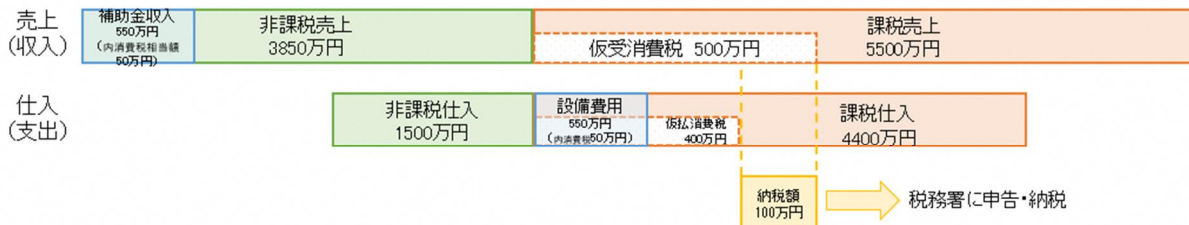
【参考】補助金を受けていない場合と補助金を受け全額課税仕入とした場合の比較

一般課税(税率10%・補助金なし)の場合



課税売上に係る仮受消費税(500万円)と課税仕入に係る仮払消費税(350万円)の差額である150万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

一般課税(税率10%・補助金550万円で設備を購入)の場合



課税売上に係る仮受消費税(500万円)と課税仕入に係る仮払消費税(400万円)の差額である100万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

補助金を受けていない場合と補助金を受けた場合を比較してみると、この事業者が納税すべき消費税額は、補助金における消費税相当額(50万円)分、少なくなります。
このため、補助金のうち消費税相当額を返還していただく必要があります。

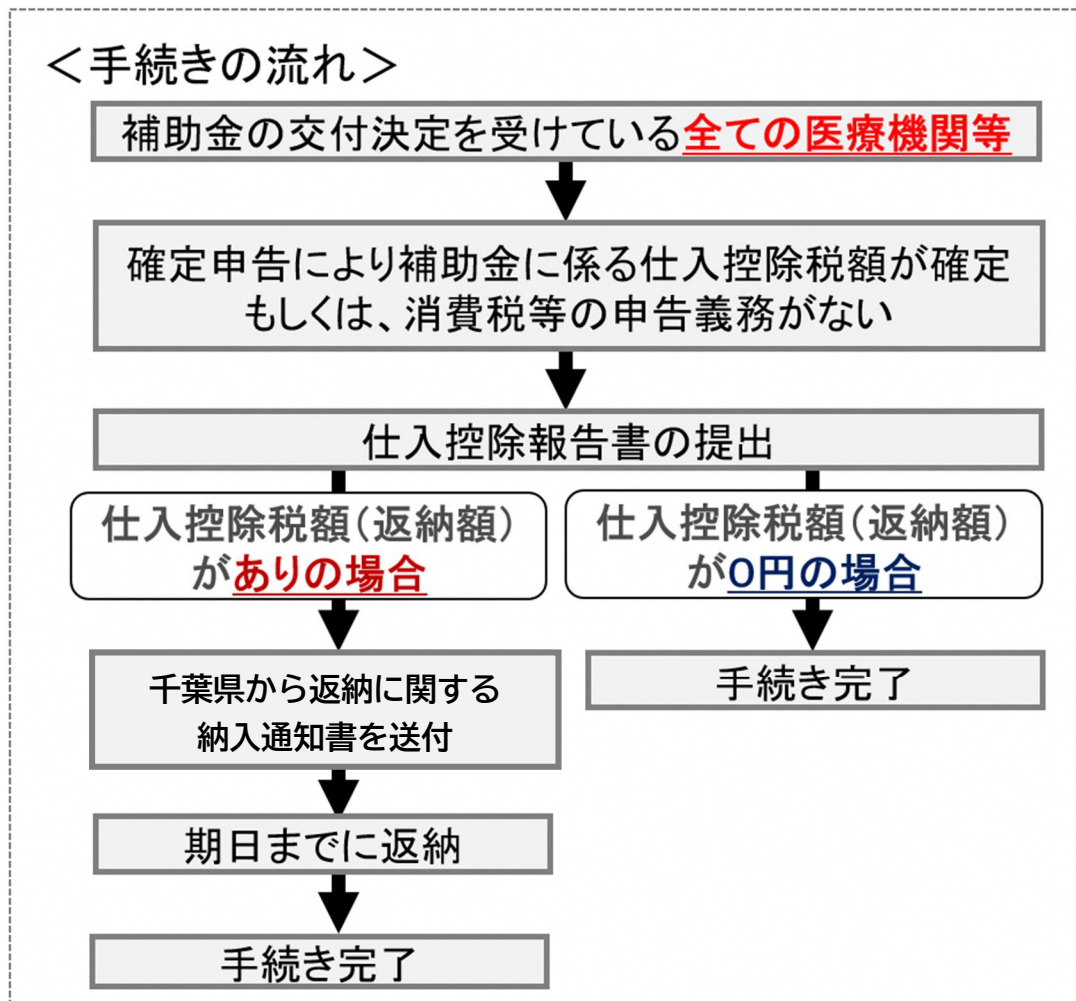
2 手続きについて

(1)対象者

補助金の交付を受けたすべての医療機関及び薬局

※仕入控除税額が0円(返還額なし)の場合であっても、必ず報告が必要です。

(2)手続きの流れ



(3)報告先

千葉県ホームページに報告フォームへのリンクを掲載しています。

千葉県電子処方箋導入促進補助金に係る消費税仕入控除税額の報告について | 千葉県ホームページ
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/tekiseika/shiirekojozeigaku.html>)

(4)報告の単位

補助金の交付決定を受けた交付決定単位で報告

※同一法人で複数の交付決定を受けた場合、交付決定毎に報告が必要です。

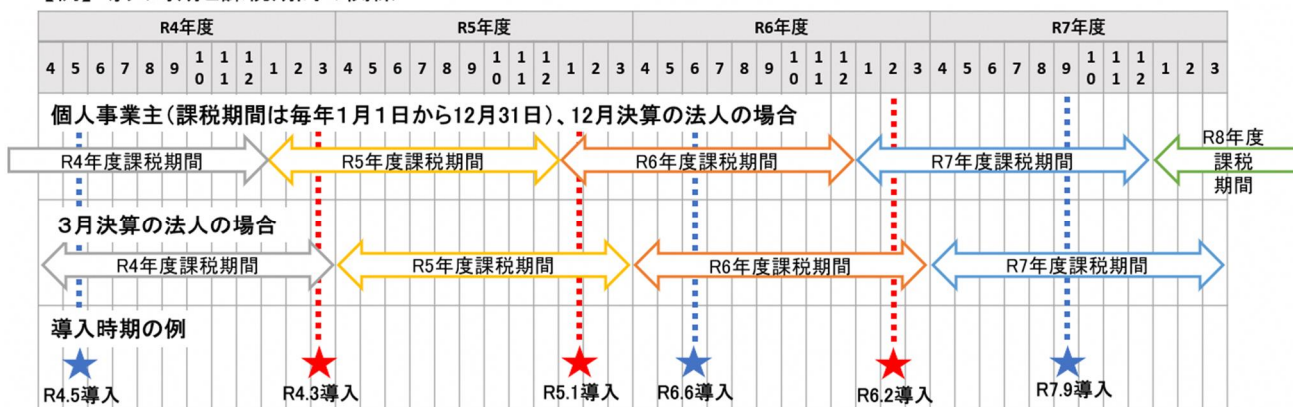
(5) 報告時期

令和7年度の仕入控除税額の報告受付期間は、**令和7年10月1日から12月19日**です。

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。この課税期間に係る消費税の確定申告により仕入控除税額が確定した場合、速やかに報告をしてください。

- 課税事業者は、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したら、速やかに報告してください。
- 消費税等の申告義務のない事業者は、消費税及び地方消費税の納税義務がないことがわかった時点で、速やかに報告してください。

【例】導入時期と課税期間の関係



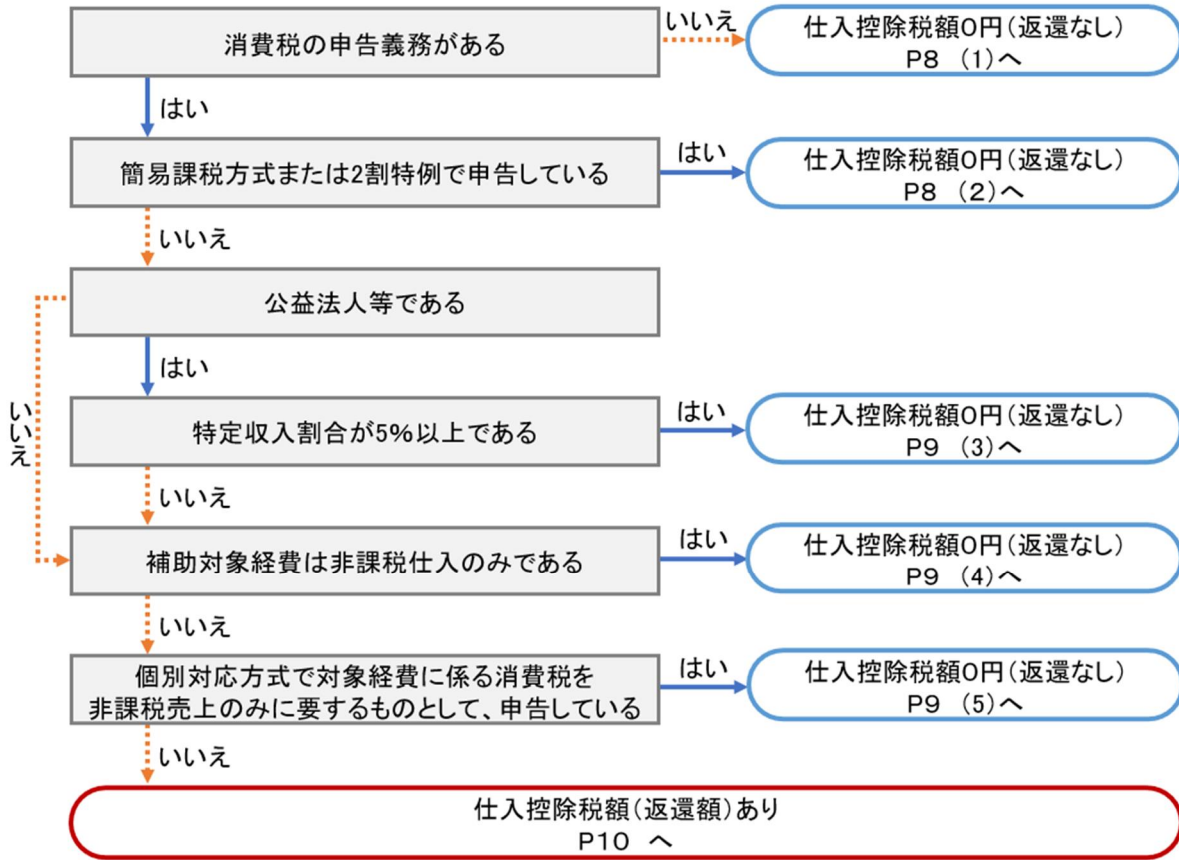
※ 課税期間は事業所によって異なります。電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

(6) 補助事業における仕入控除税額の返還

仕入控除税額報告書を提出いただいた後、仕入控除税額(返還額)がある場合、千葉県から返還に係る納入通知書を送付します。納入通知書に記載の内容を確認の上、納入通知書に記載の期日までに金融機関で納付してください。

3 仕入控除税額に係る返還額の有無について

(1) 仕入控除税額に係る返還額の有無についてのフローチャート



※消費税の納税義務免除(申告義務なし)

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。

※簡易課税方式での申告

簡易課税制度は事業者の選択により、売上に係る消費税額を基礎として仕入に係る消費税額を算出できる制度です。この制度により申告を行うには、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合で、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えないことが条件です。

※公益法人等に該当するものは以下のとおりです。

- 国又は地方公共団体の特別会計
- 消費税法別表第三に掲げる法人
例:(一般・公益)社団法人、(一般・公益)財団法人、学校法人、社会福祉法人、
宗教法人、独立行政法人、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人など
- 人格のない社団

※個別対応方式とはその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、

- (イ) 課税売上にもみ要する課税仕入れ等に係るもの
 - (ロ) 非課税売上にもみ要する課税仕入れ等に係るもの
 - (ハ) 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの
- の3つに区分する方法です。

(2) 仕入控除税額に係る返還額の有無

課税等方式		返還義務		
補助金の申請時に消費税に係る仕入税額控除相当額を減額して申請した		—		
免税事業者 ※基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下		—		
納税義務者 ※ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える	簡易課税・2割特例 ※預かった消費税に一定率をかけて算出した額を納税額とする方式	—		
	公益法人等で特定収入割合が 5%超の場合 ※医療法人社団及び医療法人財団を除く	—		
	一般課税 課税仕入実績による控除 ※預かった消費税から支払った消費税を差し引いて計算する方式	一括比例配分方式	○	
		個別対応方式	補助金の対象経費が課税売上に対応する課税仕入	○
			補助金の対象経費が非課税売上に対応する課税仕入	—
			補助助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通する課税仕入	○
課税売上高 5 億円以下かつ課税売上割合 95%以上	全額控除	○		

(3) 報告に必要な添付書類

※仕入控除税額0円(返還額なし)の場合も、仕入控除税額報告書の提出が必要です。

※課税方式によって必要な添付書類が異なります。報告書の様式は県ホームページに掲載しています。

課税区分等	返還	提出書類
補助金の申請時に消費税に係る仕入税額控除相当額を減額して申請した	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表写し
消費税の申告義務がない事業者	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)
簡易課税	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・簡易課税方式の消費税確定申告書の写し
2割特例	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税の確定申告書の写し
公益法人等で特定収入割合が5%超	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税の確定申告書の写し ・特定収入割合計算表の写し
補助対象経費が非課税仕入のみ	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税の確定申告書の写し ・非課税仕入のみとなることが分かる資料
個別対応方式で、対象経費に係る消費税等を非課税売り上げのみに要するものとして申告	なし	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書写し
全額控除	あり	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税仕入控除税額報告書別紙(全額控除用) ・消費税の確定申告書の写し
一括比例配分方式	あり	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税仕入控除税額報告書別紙(一括比例配分方式用) ・消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書写し
個別対応方式	あり	・消費税仕入控除税額報告書(第7号様式) ・消費税仕入控除税額報告書別紙(個別対応方式用) ・消費税の確定申告書の写し ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書写し

4 仕入控除税額 0 円(返還額なし)の場合

仕入控除税額0円(返還額なし)の場合も、仕入控除税額報告書の提出が必要です。

(1)消費税の納税義務が免除されている事業者

消費税等の納税義務が免除されているか否かは、課税売上高やこれまでの申告状況等により確認してください。

(2)簡易課税方式または 2 割特例による申告をしている

簡易課税方式による申告を行っている場合は、以下に示した消費税の申告書(第 3-(3)号様式)により申告をしています。一般課税方式、または簡易課税方式で 2 割特例による申告を行っている場合は、消費税の申告書(3-(1)号様式、または消費税申告書第 3-(3)号様式)により申告をしています。

第 3-(3)号様式 個人事業主用の場合

G K 0 4 0 7

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

簡易課税の申告書の様式は第3-(3)号様式です。

簡易課税の申請書には簡と記載されています。

第一表を確認してください。

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

2割特例による申告をしている場合は○がついています。

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
参事考業区分	区分	課税売上高(免税売上高を除く)	千円	売上割合%		
	第1種					36
	第2種					37
	第3種					38
	第4種					39
	第5種					42
第6種					43	
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	44

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

(3)公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている

公益法人等の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、補助金や寄附金等の対価性のない収入(特定収入)により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要とされます。

(4)補助対象経費が人件費等の非課税仕入れのみである

補助事業の対象経費が全額人件費などの非課税仕入にあてられた場合、仕入控除の対象とならず、返還は必要ありません。しかし、本事業は全て設備整備事業のため、全額非課税仕入にのみあてられていることは想定し辛いと考えます。

そのため、この項目を選択する場合は、非課税仕入のみとなること分かる資料(補助対象経費が消費税非課税経費にのみ充てられたことが分かる資料)を提出してください。

(5)個別対応方式で対象経費に係る消費税を非課税売上のみ要するものとして、申告している

個別対応方式により申告をしている場合であって、補助対象経費全てを非課税売上にのみ要する課税仕入等に係るものとして申告している場合、全額仕入控除されていないため、返還額が0となります。なお、個別対応方式による申告をしているかは、次のページに記載のとおり申告書で確認してください。

5 仕入控除税額(返還額あり)の場合

補助金に係る仕入控除税額を計算し、県に報告してください。

報告に基づき、県から返還額の納入通知書を発行します。納入通知書に記載の期限内に、金融機関で納付してください。

報告書の必要箇所を全て入力すると、返還額が自動で計算されます。

消費税等の確定申告書(第3-(1)号様式)を見て、控除税額の計算方法を確認してください。

(申告書第一表↓の赤枠の欄で確認できます。)

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

第3-(1)号様式

納 (電話番号 - -)

(フリガナ) 屋 号

個人番号

(フリガナ) 氏 名

(個人の方) 振替継続希望

※ 所管 種別 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

署 通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 身元確認
通知カード・運転免許証 その他()

処理欄

個人事業者用
第一表
令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日

対象期間 至 令和 年 月 日

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
控除算税額の法	課税売上高5億円超又は	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	一括配分方式			
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
項目	基準期間の課税売上高				千円	
	<input type="checkbox"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

(1) 全額控除

課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95% 以上の場合は、課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{10}{110}$$

(2) 一括比例配分方式

課税期間中の課税売上高が 5 億円超、又は課税売上割合が 95% 未満の場合であって、仕入控除税額の計算方法が一括比例配分方式による場合は、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除する仕入控除税額は、課税仕入等に係る消費税額に課税売上割合を乗じた額を控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

(3) 個別対応方式

課税期間中の課税売上高が 5 億円超、又は課税売上割合が 95% 未満の場合であって、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを(イ)課税売上にのみ対応するもの、(ロ)非課税売上にのみ対応するもの、(ハ)課税売上と非課税売上の両方に共通するものの3つに区分している場合(控除税額の計算方法が個別対応方式による場合)は、その区分に応じた算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{課税売上対応分の返還額} + \text{共通対応部分の返還額}$$

$$\text{課税売上対応分の返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$\text{共通対応部分の返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

(4) 課税売上割合の参考資料

* 課税売上の計算
$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高(税抜)}}{\text{総売上高(税抜)}}$$

※原則として、端数処理は行いません。

【消費税法基本通達 11-5-6】

課税売上割合については、原則として、端数処理は行わないのであるが、事業者が生じた端数を切り捨てているときは、これを認める。

課税売上高(課税資産の譲渡等の対価の額)と総売上高(資産譲渡等の対価の額)は、消費税の申告書(第3-(1)号様式)又は課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-〇)にて確認してください。

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税者 (電話番号 - -)

第3-(1)号様式

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

自 令和 年 月 日 課税消費

至 令和 年 月 日

課税売上割合の計算における
「課税売上高(税抜)」=⑮課税資産の譲渡等の対価の額
「総売上高(税抜)」=⑯資産の譲渡等の対価の額です。
この欄に記載の金額から算出してください

第1表を確認してください

個人事業者用 第一表

課税売上割合

課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮

資産の譲渡等の対価の額 ⑯

22

預金口座番号

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間	氏名又は名称	分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計	F
		X	D	E	(X+D+E)	
		(課の金額) 円	円	円	円	円
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					※第一表の⑮欄へ ※付表2-2の④次欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額						
非課税資産の譲渡等の対価の額						
課税売上割合						※第一表の⑯欄へ ※付表2-2の⑤次欄へ
					[%]	※端数切捨て

確定申告の方法等により、付表2-1のほか、付表2-2や付表2-3の場合があります。こちらに「付表2-〇」と記載されているか、ご確認ください

課税資産の譲渡等の対価の額⑮

資産の譲渡等の対価の額⑯

端数が切り捨てられている場合、この割合を使うではありません。
※申告の際に端数処理をしている場合は、端数処理した値を用いてください。
※申告の際に端数処理しているか不明な場合は次のページを参考に確認してください。

* 確定申告の際に、端数処理後の課税売上割合を採用したか否かが不明な場合の確認

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-〇)を確認してください。
赤枠で囲っている欄の計算を行うと端数処理を行っているか否かが確認できます。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

確定申告の方法等により、付表2-1のほか、付表2-2や付表2-3の場合があります。こちらに「付表2-〇」と記載されているか、ご確認ください

		氏名又は名称			
税率分小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F		
X	D	E	(X+D+E)		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の⑤欄へ	
非課税売上額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦欄へ	
課税売上割合(④/⑦) ⑧				※付表2-2の⑧X欄へ [%] ※増数切捨て	

課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)			C
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額) ⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの) ⑰	(付表2-2の⑰X欄の金額)			D
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの) ⑱	(付表2-2の⑱X欄の金額)			E
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+(⑱×④/⑦)) ⑲	(付表2-2の⑲X欄の金額)			F
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑲×④/⑦) ⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)			G

【個別対応方式の場合】

- D+(E×A/B)の計算をした額(小数点以下切捨)を算出
- Fの額と一致 → 端数処理しない課税売上割合を使用
- Fの額より小さい → 端数処理後の課税売上割合を使用

【一括比例配分方式の場合】

- C×A/Bの計算をした額(小数点以下切捨)を算出
- Gの額と一致 → 端数処理しない課税売上割合を使用
- Gの額より小さい → 端数処理後の課税売上割合を使用

※税率7.8%適用分を例に図示しましたが、他の税率の列で計算しても同じです。

6 よくある問い合わせ

(1)報告義務について

1	仕入控除税額なしですが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた補助事業者は返還額の有無に関わらず報告する必要があります。(交付要綱第13条)
2	個人事業主の場合も報告が必要ですか。	個人事業主か法人かに関わらず、すべての補助事業者が報告する必要があります。
3	補助金の交付を受けた医療機関等は既に廃止していますが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた後医療機関等を廃止した場合も、報告する必要があります。
4	補助金の交付を受けた当時から、医療機関等の名称を変更しているが、「事業者名」はどうすればよいですか。	補助金の交付を受けた当時から、医療機関等の名称を変更した場合、現在の名称で報告してください。その際、旧名称から変更したことがわかる書類(登記事項証明書等の写し)を併せて添付してください。

(2)消費税に係る確定申告について

1	税務署へ修正申告を行い、課税売上割合が変わった場合はどうすればよいですか。	報告書を修正する必要がありますが、千葉県の審査状況に応じて、対応が異なります。速やかに千葉県に連絡してください。
2	消費税の確定申告をしているかどうか分からない。	確定申告について不明な場合は、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
3	千葉県で返還額を計算して通知はできませんか。(返還額がいくらになるか教えてほしいです。)	返還額の計算では、事業者での確定申告の有無や、確定申告時の仕入控除の計算方法等確認する必要がありますが、これらは県では分からないため、事業者からご報告をお願いしています。
4	補助対象経費について課税売上対応分・共通対応分・非課税売上対応分等(個別対応方式の場合)のいずれに該当するか分かりません。(一括比例配分方式の場合で課税仕入額・非課税不課税仕入額のいずれに該当するか分かりません)	仕入控除額の計算をした際に、事業者において、補助対象経費をいずれかに割り振って計算されているはずですが、いずれに割り振られたか、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
5	返還額なし(0円)として報告したが、その後の手続きはどうなるのか。	返還額なし(0円)として報告するだけで手続きは完了です。(報告内容に疑義があれば千葉県から連絡することはありますのでご了承ください。)
6	仕入控除税額の返還額がある場合は県に振込をすればよいのですか。	報告書の審査を行い、額が確定した後に、千葉県から納入通知書兼領収証書を送付します。納入通知書の記載を確認のうえ、納入期限日までに振込をお願いいたします。

(3)報告書の記載方法について

1	複数の補助金の交付を受けたが、仕入控除税額をまとめて報告してよいですか。	同一法人または同一事業所で、複数の交付を受けた場合は交付決定ごとにそれぞれ報告が必要です。
2	法人内に複数の事業所があるが、法人として1枚の報告書にまとめて報告してよいですか。	交付決定ごとに報告が必要です。令和6年度に複数の事業所をまとめて申請した場合は、まとめて報告してください。
3	補助事業を実施した期間を含む課税期間が2期にわたる場合はどのように記載すればよいですか。	個人事業主や3月決算以外の法人の場合、課税期間が2期にまたがります。その場合は、補助金を充てた経費を課税期間ごとに振り分けて、補助金額も課税期間ごとに対応するように按分し、2期分を分けてそれぞれ報告してください。
4	交付決定通知書を紛失したため、交付決定日や交付決定通知の番号が分かりません。交付決定通知書を再発行してもらえますか。	交付決定通知書や額の確定通知の再発行を行うことはできません。交付決定日等が不明の場合は、千葉県電子処方箋補助金事務局にお問い合わせください。